二　変更の工事

（一）　発電設備の設置

［略］

（二）　発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの

1　原動力設備

(1)　［略］

(2)　火力設備

イ　［略］

ロ　ボイラー若しくは独立過熱器（バーナーを含む。以下同じ。）又は蒸気貯蔵器

発電設備の設置であって、次に掲げるもの

(1)～(4)　［略］

(5)　アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備であって汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの（(2)から(4)までに掲げるものを除く。）の設置

(6)～(10)　［略］

(11)　(1)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

［略］

1～3　［略］

4　出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であって、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの（石炭、石油、液化ガス、アンモニア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。）

5　アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラーの改造であって、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの

二　［同上］

（一）　［同上］

［略］

［同上］

(1)～(4)　［略］

［新設］

(5)～(9)　［略］

(10)　(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

（二）　［同上］

1　［同上］

(1)　［略］

(2)　［同上］

イ　［略］

ロ　［同上］

［略］

［略］

1～3　［略］

4　出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であって、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの（石炭、石油、液化ガス及びガス以外のものに係る場合に限る。）

［新設］